

訪問リハビリテーション重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	医療法人社団 哺育会 横浜相原病院
所在地	本体事業所：横浜市瀬谷区阿久和南2-3-12
提供可能サービス	訪問リハビリテーション
介護保険事業所番号	1413403151
管理者及び連絡先	院長 藤渡辰馬 045(362)7111
サービス提供地域	通常の事業の実施地域は事業所を中心として概ね半径5km以内に位置する地域とする。具体的な提供地域は、横浜市瀬谷区、旭区、泉区。 ＜瀬谷区＞ 阿久和南1～4丁目 阿久和東1～4丁目 阿久和西1～4丁目 宮沢1～4丁目 東野 東野台 三ツ境 二ツ橋町 中央 北新 南台1～2丁目 瀬谷1～6丁目 南瀬谷1～2丁目 下瀬谷1～3丁目 橋戸1～3丁目 相沢1～7丁目 本郷1～4丁目 中屋敷1～3丁目 ＜旭区＞ 笹野台1～4丁目 南希望ヶ丘 中希望ヶ丘 東希望ヶ丘 柏町 善部町 さちが丘 本村町 四季美台 万騎が原 大池町 金が谷 金が谷1～2丁目 今宿町 今宿1～2丁目 今川町 今宿南町 中沢1～3丁目 中尾1～2丁目 矢指町 下川井町 本宿町 南本宿町 二俣川1～2丁目 桐が作 ＜泉区＞ 和泉町 緑園1～7丁目 池の谷 岡津町 新橋町 弥生台 西が岡1～3丁目 桂坂 領家1～4丁目 中田町 上飯田 白百合1～3丁目 中田北1～4丁目 中田東1～3丁目 中田南1～4丁目 中田西1～4丁目 和泉が丘1～3丁目 和泉中央北1～6丁目 和泉中央南1～5丁目

2. 訪問リハビリテーションの営業日、休所日、営業時間及びサービス提供時間

営業日	毎週月曜日～土曜日
休所日	毎週日曜日、毎年12月31日～1月3日
営業時間	午前8時45分～午後5時45分
サービス提供時間	1回20分、40分、60分のうちいずれか

但し、荒天時は道路状況等により訪問時間の変更やサービスをお休みさせて頂く場合があります。

3. 訪問リハビリテーションの職員体制

職種	人員
管理者	1名
理学療法士および作業療法士	4名（兼務）

4. サービス利用料、利用者様負担金及び支払い方法

1) サービス利用料及び利用者様負担金

別紙「訪問リハビリテーション料金表」参照

2) 支払い方法

当月のご利用料金の合計金額の請求書を、翌月の10日以降にお知らせします。請求書が届いてから2週間を目安に、お支払いいただきます。料金のお支払いを受けた場合は、領収書を発行します。

5. サービスの基本方針

当事業所において提供する訪問リハビリテーションは、利用者様の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立及び活動への参加を助けることを目的に施行します。理学療法士、作業療法士が利用者様の機能評価を行い、サービス計画を作成して、それに基づいたリハビリテーションを実行していきます。

6. サービスの内容

1) サービスの提供に当たっては、「訪問リハビリテーション計画書」に沿って実施します。

2) 事業者は、以下の日時においてサービスを提供します。

曜 日	時 間 帯	備 考
月 曜 日	: ~ :	
火 曜 日	: ~ :	
水 曜 日	: ~ :	
木 曜 日	: ~ :	
金 曜 日	: ~ :	
土 曜 日	: ~ :	

7. 医師の診察について

訪問リハビリテーションを利用するにあたり、かかりつけ医への定期的な受診をするようお願い致します。訪問リハビリスタッフはかかりつけ医から頂いた診療情報提供書等を基に当院医師の指示の下リハビリテーションプログラムの作成及び実施を行っていきます。

当院医師の診察から3ヶ月以上の訪問リハビリテーションが必要となる場合は、3ヶ月毎に当院医師による診察が必要となります。

8. 緊急時の対応

1) 事業所の従業者は、訪問リハビリテーション事業を実施中に利用者様の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行います。重症度が高いと判断した場合には救急要請を第一に行うこともあります。

2) 事業所の従業者は、前項について、しかるべき処置を行った場合は、速やかに主治の医師、代理人又はご家族及び介護支援事業所に速やかに連絡します。

9. 秘密保持

- 1) 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者様及びそのご家族に関する秘密、個人情報については、利用者様または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後においても、第三者に漏らすことはありません。
- 2) 事業者は、あらかじめ文書により利用者様の同意を得た場合には、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供することができます。

10. サービス提供責任者及び相談窓口、苦情対応

1) 相談窓口、苦情対応

当事業所のサービスについて、ご不明な点や疑問がございましたら、下記までお気軽にご相談ください。

当事業所相談窓口	サービス提供責任者及び相談窓口:井上 成美
	電話番号: 045-362-7111 (代表)
	FAX番号: 045-362-7306 (代表)
	対応時間: 午前8時45分～午後5時45分

2) その他当事業所以外の相談窓口

お住まいの区役所及び横浜市・神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申し出等が出来ます。

瀬谷区 高齢・障害支援課	電話番号	045-367-5714
横浜市 本庁	電話番号	045-671-2356
神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地	神奈川県横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3447
	対応時間	月曜～金曜の8:45～17:45

11. 虐待の防止

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する担当者：井上 成美
- 2) 虐待防止の対策を検討する委員会を定期的で開催し、職員に結果の周知徹底を図ります。
- 3) 虐待防止の指針の整備を行います。
- 4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- 5) サービス提供中に擁護者による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

12. 業務継続計画

感染症や非常災害の発生において、利用者様に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- 1) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- 2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

